

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成31年4月1日
いすみ農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、別添「金融円滑化に向けた取組み」をご参照ください。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

(1) コンプライアンス委員会の役割発揮

組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。

(2) 金融円滑化管理責任者の設置

信用事業担当常務を「金融円滑化管理責任者」、信用部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握してコンプライアンス委員会へ報告するとともに金融円滑化の方針や施策徹底に努めております。

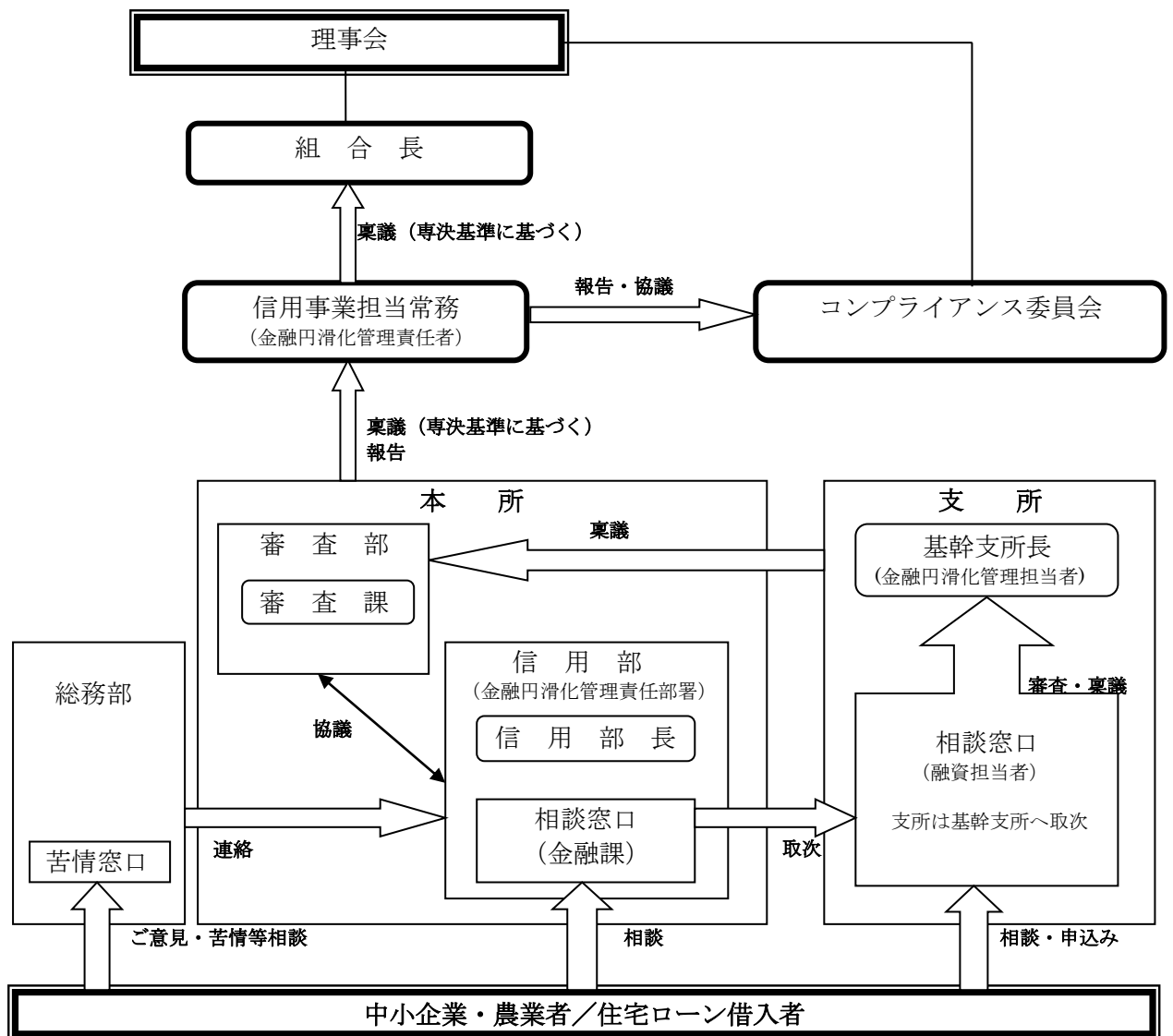
(3) 金融円滑化管理担当者の設置

各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、信用部へ報告することとしております。

(4) 信用部および各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

(5) 当組合における、中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制は、次図のとおりです。

【中小企業者等金融円滑化対応にかかる管理体制】



第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談を窓口を本所信用部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、本所総務部に受付窓口を設置しております。
お客さまから受付したご意見・苦情等について「苦情処理対応要領」により適切な対応を実施する体制を整備しております。

【お客様のためのご相談窓口】

店舗名	所在地	電話番号
信用部金融課	いすみ市国府台 1515-1	0470-86-3717
勝浦支所	勝浦市松野 423	0470-77-0111
大多喜支所	夷隅郡大多喜町横山 3055-2	0470-82-2421
西畑支所	夷隅郡大多喜町湯倉 147-4	0470-83-0900
大原支所	いすみ市深堀 751	0470-62-1311
東支所	いすみ市佐室 363-1	0470-66-1711
御宿支所	夷隅郡御宿町久保 2486-1	0470-68-2424
夷隅支所	いすみ市国府台 1515-2	0470-86-2121
岬支所	いすみ市岬町椎木 996-1	0470-87-2631
中根支所	いすみ市岬町中滝 986-1	0470-87-2933

(ご相談受付時間：8時30分～15時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、本所総務部にてお受けいたします。

苦情相談窓口 本所 総務部
電話番号 0470-86-3711

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 貸付条件の変更を行なったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に確認するとともに、管理責任部署と管理担当部署が連携し、必要に応じて経営改善・再生に向けたお客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行なってまいります。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況 別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況 別表2のとおり